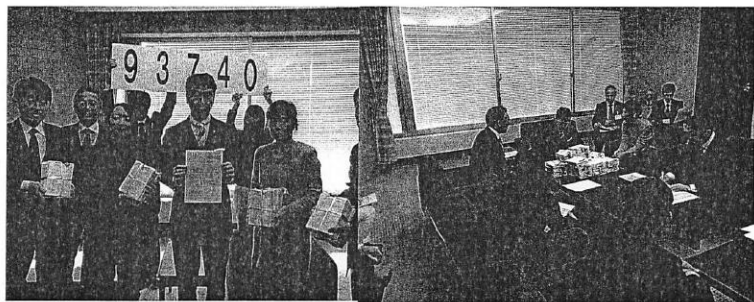


2018 (平成30) 年度版

# 私学助成資料集

私立高校生が学費を心配せず学び続けられるように  
私学助成の増額・拡充で学費と教育条件の公私格差解消を！



知事あて署名を持参し、要望を知事に直接伝えました。(2017年12月)

新潟県私学の公費助成をすすめる会

事務局/新潟市中央区弁天橋通1-13-13私学会館内

TEL025-286-7600 FAX025-286-7610

## 目次

1. 公教育を担う私立高校 … 1
    - (1) 法律で公教育として明確に位置づけられた私立学校
    - (2) 県内の高校教育は私立と公立の両輪で
  2. 公教育を担いながら私立高校への公費は公立の約3分の1 … 2
  3. 公費の違いで学費・教育条件に公私間の格差 … 2～4
    - (1) 学費の公私格差
    - (2) 専任教員比率は公立8割、私立6割
  4. 厳しい経済事情による私学保護者への影響 … 4～6
    - (1) 学費の長期滞納者の状況
    - (2) 保護者・生徒の切実な思い～文部科学大臣あて要望ハガキ「私の一言」より～
  5. 国・県の私学助成の状況と私たちの要望 … 7～15
    - (1) 学費に対する助成(学費助成)
    - (2) 経常的経費に対する助成(経常費助成)
    - (3) 校舎の耐震化に対する助成
  6. 市町村の私学助成の状況 … 15～17
    - (1) 学費に対する助成(学費助成)
    - (2) 経常的経費に対する助成(運営費補助)
- ▼巻末資料 市町村別の在籍私立高校生数

# 1. 公教育を担う私立高校

## (1) 法律で公教育として明確に位置づけられた私立学校

■教育を受ける権利は、私立も公立も平等です。

経済的理由による教育の差別禁止、経済的理由で修学困難な生徒への国・県の支援が義務づけられています。

【日本国憲法・第26条】

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」

【教育基本法・第4条】

「1. すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」

「3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」

■私立学校は、教育基本法、学校教育法、私立学校法で公教育機関としての位置づけが明確にされています。

【教育基本法・第6条】

「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」

【学校教育法・第2条】

「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」

【私立学校法・第3条】

「この法律において『学校法人』とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう」

■私立学校教育の振興は、国・県の責務です。

【教育基本法・第8条】

「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」

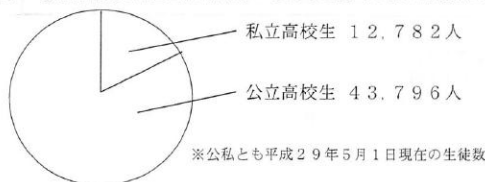
【私立学校振興助成法・第1条】

「学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の財政的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする」

## (2) 県内の高校教育は私立と公立の両輪で

新潟県内の高校生(全日制課程)は、全体で56,578人となっています(平成29年度)。そのうち、私立高校に通う高校生は12,782人と全体の22.6%を占めています。(表1) この数字が示すとおり、新潟県の高校教育は公立と私立の両輪によって成り立っています。

(表1) 県内高校生(全日制課程)の23%を占める私立高校生(平成29年度)

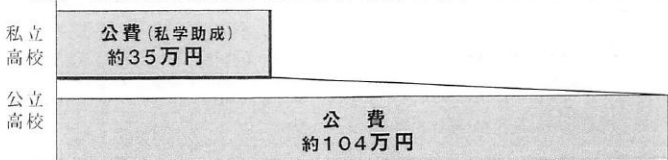


## 2. 公教育を担いながら私立高校運営費への助成は公立の約3分の1

私立高校は公教育を担っていますが、国・県からの公費支出の公私比較では大きな差があります。公立高校生には、一人当たり約104万円の学校運営経費が支出されていますが、私立高校生には公立のおよそ3分の1の約35万円の公費支出にとどまっています。(表2)

保護者負担と教育条件の格差を是正するためには、私立高校への公費の引き上げが必要です。

(表2) 高校(全日制課程)の運営にかかる経費を高校生一人当たりの額で比較



※公立高校の公費は、県教育委員会発行の地方教育費調査(平成28年度会計)より

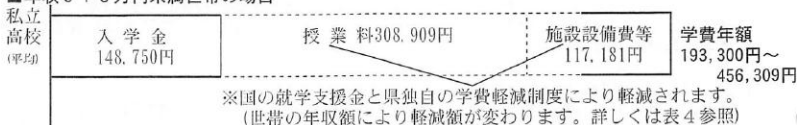
## 3. 公費の違いで学費・教育条件に公私間の格差

### (1) 学費の公私格差

私立高校は、国・県の公費の少なさから、経費の多くを保護者の負担に求めざるを得なくなっています。2010(平成22)年度に公立高校無償化(授業料無料)が実施され、その後2014(平成26)年度の見直しで公立高校無償化は年収910万円未満の世帯までに限定されましたが、私立高校は学費に公立との格差が生じています。(表3～5) 世帯所得により最大で公立の81.3倍にまで広がっています。(表5)

(表3) 2017(平成29)年度1年生の学費(初年度納入金)の公私格差の状況

#### ■年収910万円未満世帯の場合



#### ■年収910万円以上世帯の場合



(表4) 県内私立高校(全日制)学費に対する国・県の助成と保護者負担の状況(世帯所得別)  
2018(平成30)年度入学生の場合

市町村民税非課税世帯で特に学費負担が困難な世帯は、授業料・施設設備費全額を助成。

県内私立高校(全日制)学費に対する国・県の助成と保護者負担の状況(世帯所得別)

施設設備費等	保護者負担 93,381円	保護者負担 117,181円	保護者負担 247,890円	保護者負担 307,290円	保護者負担 426,090円
	県独自助成23,800円 県独自助成 11,909円				
授業料	就 学 支 援 金				
入学金	保護者負担 75,050円	保護者負担 148,750円	保護者負担 148,750円	保護者負担 148,750円	保護者負担 148,750円
	県独自の助成 73,700円				
世帯区分	年収250万円未満	年収250万円 ～350万円未満	年収350万円 ～590万円未満	年収590万円 ～910万円未満	年収910万円 ～

\* 初年度納付金平均額は2017年度574,840円

内訳＝入学金148,750円・授業料308,909円・施設設備費等117,181円

(表5) 世帯所得別の公私立学費の負担状況と格差(1年生の場合) 単位:円

所得区分	250万円未満	250万～350万未満	350万～590万未満	590万～910万未満	910万円～
私立高校	168,431	265,931	396,640	456,040	574,840
公立高校	0～2,825	5,650	5,650	5,650	124,450
学費格差	∞～59.6倍	47.1倍	70.2倍	80.7倍	4.6倍

\* 非課税世帯中の「学費負担が一層困難な世帯」は授業料・施設設備費が全額無償となり入学金の一部75,050円の負担が残ります。

## (2) 専任教員比率は公立8割、私立6割

私立高校の運営は、公費(経常費助成)と学費収入でまかなわれています。前述のとおり(前項2)公立より少ない公費のため、経費の多くを保護者負担に頼らざるを得ません。(しかし、学費の値上げは私立への希望者減につながる恐れから、長期間据え置きのままの学校が多数を占めます)

公費の不十分さ、さらには生徒確保の不安定な状況から、私立高校では無期雇用の専任教員よりも有期雇用の常勤講師の採用が増えています。2003(平成15)年度から2017(平成29)年度の教員数の比較では、専任教員が21人減少しているのに対し、常勤講師は101人も増加しています。(表6)

全教員に占める専任教員の割合(専任教員比率)は、公立高校が78.5%を占めるのに対して、私立高校は62.3%と低い状況です。(表7)

また、専任教員一人当たりの生徒数は、公立では14人台で推移しているのに対して、私立は18～19人台で推移しており、公立より4～5人多い状況です。(表8) これは、教員の多忙化の一つの要因ともなっています。

このように、公費の少なさが私立高校の専任教員につながっています。私立高校への経常費助成の増額が急ぎ求められます。

(表6) 県内私立高校(全日制課程)教員数の推移 (人)

年度	専任教員(教諭)(a)			常勤講師(b)			非常勤講師(c)		
	人数	対前年	対03年	人数	対前年	対03年	人数	対前年	対03年
2003(平15)	694			50			286		
2004(平16)	675	-19	-19	66	+16	+16	282	-4	-4
2005(平17)	665	-10	-29	77	+11	+27	306	+24	+20
2006(平18)	677	+12	-17	82	+5	+32	289	-17	+3
2007(平19)	662	-15	-32	81	-1	+31	293	+4	+7
2008(平20)	650	-12	-44	92	+11	+42	281	-12	-5
2009(平21)	640	-10	-54	105	+13	+55	304	+23	+18
2010(平22)	644	+4	-50	103	-2	+53	274	-30	-12
2011(平23)	629	-15	-65	112	+9	+62	266	-8	-20
2012(平24)	630	+1	-64	135	+23	+85	268	+2	-18
2013(平25)	625	-5	-69	126	-9	+76	272	+4	-14
2014(平26)	657	+32	-37	131	+5	+81	260	-12	-26
2015(平27)	666	+9	-28	138	+7	+88	276	+16	-10
2016(平28)	683	+17	-11	132	-6	+82	281	+5	-5
2017(平29)	673	-10	-21	151	+19	+101	274	-7	-12

2014年度から専任教員(教諭)増となっているのは、新設校1校の開校が主な要因。

\* 県教委発行委「学校要覧」(県教委発行)より作成。

\* 専任教員=校長・副校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭。休職者も含む。

(表7) 県内公私立高校(全日制)教員構成の状況(2017年度) (人)

	専任教員(教諭) A	常勤講師 B	非常勤講師 C	教員合計 A+B+C	専任教員比率 A/A+B+C	有期教員比率 B+C/A+B+C
私立高校	673	151	274	1,098	61.3%	38.7%
公立高校	3,159	178	653	3,990	79.2%	20.8%

\* 「学校要覧」(県教委発行)より作成。

\* 専任教員=校長・副校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭。休職者も含む。

(表8) 高校(全日制)における専任教員(教諭)一人あたりの生徒数比較

年度	私立高校	公立高校
2003(平15)	19.4	14.7
2004(平16)	19.7	14.5
2005(平17)	19.4	14.5
2006(平18)	18.9	14.3
2007(平19)	18.9	14.2
2008(平20)	18.8	14.3
2009(平21)	18.7	14.4
2010(平22)	18.2	14.5
2011(平23)	18.9	14.4
2012(平24)	19.3	14.3
2013(平25)	19.8	14.1
2014(平26)	19.1	14.3
2015(平27)	18.9	14.1
2016(平28)	18.6	14.2
2017(平29)	19.1	14.1

\* 「学校要覧」(県教委発行)の生徒数および教諭数をもとに算出。  
基準となる生徒数は、定員でなく実数。

\* 専任教員=校長・副校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭。  
但し、休職者は除く。

#### 4. 厳しい経済事情による私学保護者への影響

##### (1) 学費の長期滞納者の状況

消費税増税などの経済状況や非正規雇用者増などの労働事情等の影響から、私立高校保護者の学費負担は依然厳しい状況が続いています。それは、私たちが毎年行っている学費滞納等実態調査結果(9月末・3月末実施)から読み取ることができます。(表9-a・b)

2010年度から国の就学支援金制度発足により私立高校の学費負担が一定に軽減され、経済的理由

による退学者は減少傾向にあるものの、学費の長期(3ヶ月以上)滞納者数の大きな改善はありません。(表9-a・b)

これは、国の就学金制度が実施された2010(平成22)年度以降、年収250万円未満の家計の厳しい世帯からの入学が増えていることや(表10)、経済的困難世帯とされる年収590万円未満世帯が6割を超えていること(表11)など、そうした世帯からも私立に入りやすくなったと言える反面、学費以外の負担もあり3年間学費を納め続けることの困難さがあると言えます。このことから、少なくとも年収590万円未満世帯への思い切った学費軽減策が必要となっています。

(表9) 県内私立高校の9月末時点の学費滞納者数(3ヶ月以上)等の推移 (人)

調査年月	回答校数	調査生徒数	3ヶ月以上滞納者数	生徒数比滞納率	1校あたり滞納者数	うち6ヶ月以上滞納者	経済的理由退学者数
2008年(平20)9月末	18校	12,891	160	1.24%	8.9	56	0
2009年(平21)9月末	18校	12,280	206	1.68%	11.4	75	1
2010年(平22)9月末	18校	12,229	208	1.70%	11.5	66	3
2011年(平23)9月末	18校	12,373	194	1.57%	10.8	80	2
2012年(平24)9月末	18校	12,640	208	1.65%	11.6	66	0
2013年(平25)9月末	18校	12,847	179	1.39%	9.9	54	1
2014年(平26)9月末	19校	12,939	204	1.58%	10.7	69	0
2015年(平27)9月末	19校	13,043	180	1.38%	10.0	73	0
2016年(平28)9月末	19校	13,104	193	1.47%	10.2	60	0
2017年(平29)9月末	17校	11,246	172	1.53%	10.1	56	0

(表9-b) 県内私立高校の3月末時点の学費滞納者数(3ヶ月以上)等の推移 (人)

調査年月	回答校数	調査生徒数	3ヶ月以上滞納者数	生徒数比滞納率	1校あたり滞納者数	うち6ヶ月以上滞納者	経済的理由退学者数
2009年(平21)3月末	16校	10,025	47	0.47%	2.9	18	4
2010年(平22)3月末	18校	12,224	56	0.46%	3.1	30	1
2011年(平23)3月末	17校	11,889	82	0.69%	4.8	38	3
2012年(平24)3月末	18校	12,285	52	0.42%	2.9	29	2
2013年(平25)3月末	18校	12,460	44	0.35%	2.4	23	0
2014年(平26)3月末	18校	12,698	51	0.40%	2.8	28	1
2015年(平27)3月末	19校	12,722	52	0.41%	2.7	30	0
2016年(平28)3月末	19校	13,702	52	0.38%	2.7	30	1
2017年(平29)3月末	19校	12,911	65	0.50%	3.4	39	1
2018年(平30)3月末	17校	12,621	48	0.38%	2.8	28	0

(表10) 県内私立高校生への県の学費軽減助成受給者(年収250万円未満)の推移(人)

年度	生徒数	年収250万円未満世帯	生徒数に占める受給者の割合
2006(平18)	13,519	1,193	8.8%
2007(平19)	13,382	1,199	9.0%
2008(平20)	13,085	1,238	9.5%
2009(平21)	12,778	1,215	9.5%
2010(平22)	12,532	1,492	11.9%
2011(平23)	12,669	1,863	14.7%
2012(平24)	12,886	1,890	14.7%
2013(平25)	13,086	1,704	13.0%
2014(平26)	13,652	1,742	12.8%
2015(平27)	13,353	1,762	13.2%
2016(平28)	13,747	1,800	13.1%

\* 県大学・私学振興課「私学のすがた」をもとに作成。  
\* 人数には、通信制高校(3校)・専修各種学校高等課程(3校)も含まれる。

(表11) 年別学費軽減助成の受給世帯数・割合(2016年度) (人)

生徒数	市町村民税均等割のみ世帯(年収250万円未満世帯)(A)	年収250万円～350万円未満世帯(B)		年収350万円未満(C)		年収590万円未満(A)+(B)+(C)	
		世帯数	生徒数に占める割合	世帯数	生徒数に占める割合	世帯数	生徒数に占める割合
13,747	1,800	2,181	3.98%	29.0%	8,584	62.4%	

県私学振興課「私学のすがた」をもとに作成。

## (2) 保護者・生徒の切実な思い ～文部科学大臣あて要望ハガキ「私の一言」より～

今年6月に、私たちは文部科学大臣に対して私学助成の増額・拡充などを要望するハガキ運動にとりくみました。寄せられたハガキの「私の一言」欄には、保護者・生徒の切実な思いが綴られていました。その一部を紹介します。

### 1) 保護者の思い

子どもの希望で私立高校に進学しました。ですが、学費だけでなく、部活動での費用もあり家計は厳しいです。子どものために親としてやってあげたい気持ちがあるけど、現実的に難しい時もあります。公立・私立同じ高校。子どものやりたいことができるように助成を増額してください。

義務教育でなくても、ほとんどの子どもたちが高校に通い、その後、大学、短大、専門学校などに進学し、高校卒業後もまだまだお金がかかります。私学の学費が無償になれば、子どもたちにより多くの進路選択ができると思います。

公立とは異なる教育方針である私立高校は、一人ひとりをより大切にしてくれる高校が多くあると感じています。私も子どもたちが学費を気にせず選択できるよう、学費助成の増額をお願いします。

日々変化する世の中で、たくさんの不安が子どもたちの明るい未来をかすませています。子どもたちにはもっていきさど希望をもって生き、学んでもらいたいと思います。教育予算を増額することで、それは可能です。

私学の先生は、生徒の話も保護者の話もよく聞いて、その人にあつた指導をしてくれたり、卒業後も面倒を見てくれたりして、本当に感謝しています。ただ学費が非常に負担になっています。子ども三人が私学に通っているのが、家計が苦しいです。助成の増額をお願いします。

長男が通っている私立高校は、先生方もすばらしく教育方針もすばらしい学校です。妹も同じ学校への進学を希望していましたが、学費の都合がつかず、あきらめざるを得ませんでした。すべての生徒が平等に行きたい学校に行けるよう学費助成増額をお願いします。

子ども2人、目標があり私立高校を選びました。姉は、卒業後、大学へ進学し、家計の負担は益々多くなりました。下の娘にも姉と同じく希望を叶えることができるよう、学費助成の増額をよろしくお願いします。

### ロ) 高校生の思い

私は、初めは公立高校に通いたいと思っていましたが、私立の魅力にひかれ入学しました。いざ入学すると毎月、毎行事ごとにお金の話があり、家庭内でもびりびりした状況になり、私の精神的負担も増え、ストレスで寝付けぬ日々です。どうか全国の家庭に幸せが増えるよう、学費助成の増額をお願いします。

私立はお金がかかるからダメ。私立に行っているなんてお金持ちなんだね、という言葉が刺さります。母も仕事を増やし、大変そうにしています。教育予算を増額してください。

私は、高校を卒業した後、私立大学に通いたいと考えています。しかし、家庭は裕福でないので、通うことができるか不安です。少しでも家庭の負担が減り、不安が少ない状態でしっかりと学びたいです。

私立も公立も高校ということに変わりありません。私立に入学したいと思って入ったのに、公立よりも学費負担が大きいのはすごく悲しいです。頑張って働いてくれる親のためにも学費負担を減らしていただきたいです。

中学校の頃に両親が離婚し、母子家庭になりました。いま、母は夜勤で働いています。僕が私立高校に入学することが決まり、ただでさえ夜勤は忙しい、母子家庭で苦しいのにさらに負担が増えてしまいました。少しでも母の助けになればと思います。なので、助成金を増やしてほしいです。

高校に入ったら親が共働きになりました。別に家が裕福なわけじゃない。自分が私立に入ったというだけで親の苦労が増えた。最近疲れているようにも見える。助成金の増額で、学費の負担を減らしていただきたい。

私の母は専業主婦でした。ですが私立への入学が決まり、パートとして働き始めました。父は借金をしたり、退職金の前借りなどしてくれています。本当に申し訳ないです。私立も公立も同じ高校です。どうか学費負担を減らしていただきたいです。



## 5. 国・県の私学助成の状況と私たちの要望

### (1) 学費に対する助成(学費助成)

#### イ) 国の高校無償化の「見直し」と県独自の学費助成予算の状況

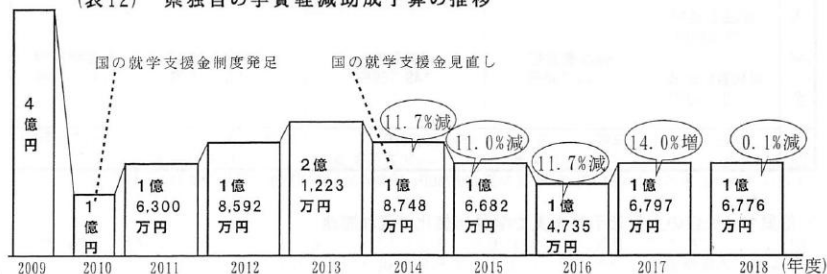
2010(平成22)年度から国の施策として「高校無償化」が実施されました。これは、「すべての意志ある高校生が安心して高校教育を受けられる条件をつくる」との理念のもとに実施されたもので、「学費無償化」がすすむ世界の流れにも沿うものでした。この施策により、国立高校の授業料が無償になり、私立高校生には約12万円～24万円の就学支援金が支給されることになりました。

制度発足から4年目をむかえた2014(平成26)年度、施策の「見直し」がおこなわれ、公立高校ですべての世帯での授業料無償がなくなり、年収910万円を超える世帯の授業料徴収が実施されることになりました。私立高校では、年収910万円以上の世帯の就学支援金が支給打ち切りとなる一方で、低所得世帯に対する就学支援金の増額、加算支給世帯の拡大がおこなわれました。

県は2010(平成22)年度の国の就学支援金制度の発足を受け、私立高校生に対する県独自の学費軽減予算を4億円から1億円に約75%も大幅に削減、さらに2014(平成26)年度の国の「見直し」の際には、独自予算を再び約12%削減、その後も削減が続きました。新たな知事のもとで実施された2017(平成29)年度予算で増額に転じ、2018年度はほぼ前年度並みの予算となりました。(表12)

文部科学省は、全国の自治体に対し2013(平成25)年12月と2014(平成26)年3月に「国による低所得世帯の生徒等への支援の拡充が行われることを踏まえ、現在の実施されている高等学校等の生徒等への経済的負担の軽減に係る事業等を拡充するなど、支援の充実に引き続き努め」るように、との通達を出しています。「すすめる会」は、国の就学支援金制度と県独自の学費軽減予算を増額・拡充すれば、少なくとも年収350万円未満世帯の学費全額(授業料・施設設備費・入学金)助成の実現、年収350万～590万円未満世帯でのさらなる学費軽減は可能と主張しています。

(表12) 県独自の学費軽減助成予算の推移



#### ロ) 学費助成の内容

2010(平成22)年度の県独自の学費軽減予算の削減以降、少しずつ予算の増額がおこなわれ、それに伴って制度の拡充がおこなわれました。2011(平成23)年度には、県独自の授業料助成の対象が年収250万円未満世帯から年収350万円未満世帯まで広がりました。さらに2013(平成25)年度には助成対象が年収430万円未満世帯まで広がりました。

国の制度「見直し」がおこなわれた2014(平成26)年度以降は、県独自予算の減額が毎年おこなわれてきましたが、毎年少しずつですが制度の改善がおこなわれています。

2014(平成26)年度は、年収250万～350万円未満世帯の授業料無償が実現しました。生活保護世帯と市町村民税非課税世帯の施設設備費等への助成もわずかですが増額(年額1,200円増)されました。

2015(平成27)年度は、入学金への助成で制度発足以来の増額(12,100円増 33%増)となりました。さらに、制度発足以来、生活保護・市町村民税非課税世帯に限定されてきた助成対象基準も、年収約250万円未満世帯まで拡充されました。

2016(平成28)年度は、施設設備費等への助成が年収約250万円世帯まで拡充されました。

2017(平成29)年度は、入学金助成の増額(400円増)と施設設備費等助成の増額(年額500円増)がおこなわれました。

2018(平成30)年度は、入学金助成が49,100円から73,700円に、24,600円の増額となりました。これにより年収250万円未満世帯は、入学金平均額の約2分の1が助成によって軽減されることになりました。

市町村民税非課税世帯で特に学費負担が困難な世帯は、授業料・施設設備費全額を助成

施設設備費等	保護者負担 93,381円	保護者負担 117,181円	保護者負担 247,890円	保護者負担 307,290円	保護者負担 426,090円
	県独自助成23,800円 県独自助成11,909円				
授業料	297,000円	県独自助成 71,309円	178,200円	118,800円	
		237,600円			
就学支援金					
入学金	保護者負担 75,050円	保護者負担 148,750円	保護者負担 148,750円	保護者負担 148,750円	保護者負担 148,750円
	県独自の助成 73,700円				
世帯区分	年収250万円 未満	年収250万円 ～350万円未満	年収350万円 ～590万円未満	年収590万円 ～910万円未満	年収910万円 ～

\* 初年度納付金平均額574,840円(内訳: 入学金148,750円・授業料308,909円・施設設備費等117,181円)

### ハ) 他県では独自の上乗せ予算充実に学費無償化の流れ加速

他県では、これまでの県独自の学費軽減制度を思い切って拡充し、国の就学支援金制度とあわせて、私立高校の学費無償化に大きく近づけようとする取り組みがおこなわれています。

県独自の学費軽減制度を実施している都道府県は新潟を含め45都道府県ですが、そのうち年収350万円以上の世帯に軽減制度を適用しているところは23都道府県(ピンク色)にのぼっています。新潟県は年収350万円未満世帯までの適用にとどまっており23都道府県のなかには入っていません。

新潟県は、年収350万円未満世帯を授業料無償としています。東京都は年収760万円未満世帯まで、神奈川県でも年収590万円未満世帯までが授業料無償となっています(緑色)。さらに、埼玉県や京都府、大阪府では、年収500万円未満、年収590万円未満世帯の授業料および施設設備費を無償としています(黄色)。

入学金に対する助成は21県で実施されていますが、そのうち年収250万円を超える世帯に入学金助成を実施している県は14県(水色)と、過半数を超えています。新潟県は年収250万円未満世帯を対象としていますので、14県の中には入っていません。

都道府県独自の学費軽減制度の状況

都道府県名	授業料助成		授業料・施設設備費の全額無償の世帯	入学金助成実施助成上限世帯
	県上乗せ上限世帯	うち授業料無償世帯		
北海道	～年収350万円未満	～年収250万円未満		
青森	～年収350万円未満			
秋田	～年収600万円未満	～年収350万円未満		生活保護にほぼ全額助成
岩手	～年収350万円未満	～年収250万円未満		生活保護にほぼ全額助成
山形	～年収590万円未満			生活保護に全額助成
宮城	～年収430万円未満	～年収250万円未満		
福島	～年収450万円未満	～年収350万円未満		
茨城	～年収590万円未満	～年収350万円未満		～年収590万円未満
栃木	～年収350万円未満	～年収350万円未満		
群馬	県上乗せなし			～年収350万円未満
埼玉	～年収609万円未満	～年収609万円未満	満～年収500万円未	～年収610万円未満
千葉	～年収640万円未満	～年収350万円未満		～年収350万円未満
東京	～年収760万円未満	～年収760万円未満		
神奈川	～年収750万円未満	～年収590万円未満		～年収760万円未満
山梨	～年収250万円未満	～年収250万円未満		非課税世帯
長野	～年収350万円未満	～年収250万円未満		～年収350万円未満
新潟	～年収350万円未満	～年収350万円未満		～年収250万円未満
富山	～年収500万円未満			～年収250万円未満
石川	～年収350万円未満	～年収350万円未満		～年収350万円未満
福井	～年収450万円未満	～年収350万円未満		～年収590万円未満
静岡	～年収350万円未満	～年収350万円未満		
愛知	～年収840万円未満	～年収350万円未満		～年収840万円未満
岐阜	～年収590万円未満	～年収250万円未満		
三重	～年収350万円未満	～年収250万円未満		～年収350万円未満
滋賀	～年収590万円未満			
京都	～年収910万円未満	～年収500万円未満	～年収500万円未満	
大阪	～年収910万円未満	～年収590万円未満	～年収590万円未満	
奈良	～年収590万円未満			
和歌山	～年収350万円未満			
兵庫	～年収590万円未満			
鳥取	～年収350万円未満	～年収350万円未満		
島根	～年収250万円未満	～年収250万円未満		
岡山	～年収590万円未満	～年収250万円未満		
広島	～年収350万円未満	～年収250万円未満		～年収350万円未満
山口	～年収250万円未満	～年収250万円未満		～年収350万円未満
徳島	～年収590万円未満	～年収350万円未満		
香川	～年収590万円未満	～年収350万円未満		
愛媛	～年収350万円未満	～年収350万円未満		
高知	～年収350万円未満	～年収350万円未満		
福岡	上限なし	～年収350万円未満		
佐賀	～年収350万円未満	～年収350万円未満		～年収350万円未満
長崎	～年収430万円未満	～年収250万円未満		
熊本	～年収350万円未満	～年収250万円未満		生活保護世帯
大分	～年収350万円未満	～年収350万円未満		
宮崎	～年収350万円未満	～年収250万円未満		
鹿児島	～年収250万円未満			～年収350万円未満
沖縄	県上乗せなし			

※全国私教連資料より作成。

二) 県内私立高校の学費無償をめざす当面の要望

新潟県でも、県独自の学費助成を思い切って拡充すれば、埼玉や大阪、京都のように私立高校学費の無償化に大きく近づけることが可能です。

「すずめる会」では、県に対し以下の拡充案を示して、その実現を求めています(表15)。

なお、政府は2017(平成29)年12月、「新しい経済政策パッケージ」を発表し、その中では私立高校授業料の無償化が明記されています。それによれば、2020(平成32)年度までに「年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する」とあります。2017年度

の全国の私立高校授業料平均額(年額)は39万円ですから、年収590万円未満世帯には年額39万円の就学支援金の支給が期待されます。

国の学費軽減制度の拡充と県独自の学費軽減予算によって、公私間の学費格差は大幅に是正されることとなります。

(表15) 当面の学費助成拡充案の表

■県独自の学費軽減制度拡充内容と必要な予算額

- ①年収250万円未満世帯の学費負担を公立と同等に …2億9,512万円
- ②年収250万～350万円未満世帯の学費負担を公立と同等に …4億8,305万円
- ③年収350万～590万円未満世帯の学費無償に、入学金の負担を半額程度に …10億457万円

	①	②	③		
施設設備費 117,181円	県独自の助成 117,181円	県独自の助成 117,181円	県独自の助成 117,181円	保護者負担 117,181円	保護者負担 117,181円
授業料 308,909円	11,909円	71,309円	県独自の助成 130,709円	190,109円	308,909円
	297,000円	237,600円	178,200円		
	<b>就学支援金</b>				
		保護者負担2,825円	保護者負担5,650円		
入学金 148,750円	県独自の助成 145,925円	県独自の助成 143,100円	保護者負担 74,375円	保護者負担 148,750円	保護者負担 148,750円
			県独自の助成 74,375円		
世帯区分	年収250万円 未満世帯	年収250万円 ～350万円 未満世帯	年収350万円 ～590万円 未満世帯	年収590万円 ～910万円 未満世帯	年収910万円 ～
構成比	13%	16%	33%		
生徒数	12,782人	1,661人	2,045人	4,218人	

\* 初年度納付金平均額は2017年度575,109円

内訳＝入学金148,750円・授業料308,909円・施設設備費等117,450円

\* 世帯別構成比は、2016(平成28)年度の就学支援金受給者実績をもとに試算。

①年収250万円未満世帯の学費負担を公立と同等に

授業料・施設設備費等の全額助成

$$12,782人 \times 13\% = 1,661人$$

$$(施設設備費117,181円 + 授業料一部11,909円) \times 1,661人 = 2億1,442万円 … a$$

入学金の負担2,825円に

$$(私立入学金148,750円 - 公立入学金半額2,825円) \times 553人 (1,661人 \div 3) = 8,070万円 … b$$

$$a + b \quad 2億9,512万円$$

②年収250万～350万円未満世帯の学費負担を公立と同等に

授業料・施設設備費等の全額助成

$$12,782人 \times 16\% = 2,045人$$

$$(施設設備費117,181円 + 授業料一部71,309円) \times 2,045人 = 3億8,546万円 \dots c$$

入学金の負担5,650円に

$$(私立入学金148,750円 - 公立入学金5,650円) \times 682人 (2,045人 \div 3) = 9,759万円 \dots d$$

$$c + d \quad 4億8,305万円$$

③年収350万～590万円未満世帯の学費無償に、入学金の負担を半額程度に

授業料・施設設備費等の全額助成

$$12,782人 \times 33\% = 4,218人$$

$$(施設設備費117,181円 + 授業料一部130,709円) \times 4,218人 = 10億4,560万円 \dots e$$

入学金の半額助成

$$74,375円 (148,750 \div 2) \times 1,406 (4,218 \div 3) = 1億457万円 \dots f$$

$$e + f \quad 10億457万円$$

【制度拡充のための予算総額】

$$a + b + c + d + e + f = 17億8,274万円$$

ホ) 県独自の入学金助成の状況

県独自の入学金軽減助成では、県内私立高校平均で14万円をこえる入学金にたいして助成額は10年以上35,000円のまま据え置かれてきました。2011(平成23)年度にようやく1,000円増額され36,000円に、2014(平成26)年度には500円増額され36,500円になりました。

2015(平成27)年度には、制度発足以来の増額(12,200円増 33%増)がおこなわれ助成額は48,700円となり、助成対象世帯もこれまで生活保護世帯と市町村民税非課税世帯に限定されてきた助成対象世帯も、年収約250万円未満世帯まで拡大されました。

2017(平成29)年度には、助成額が400円増額され49,100円となりましたが、一部学校での入学金値上げによって、平均負担額は増えています。

2018(平成30)年度は、助成額73,700円となり、大幅に引き上げられました。これにより入学金平均額の約2分の1助成が実現しました。(表16)

(表16) 県内私立高校(全日制)入学金(平均)と助成額の推移

年度	入学金 県平均額(円)	入学金 軽減額(円)	自己 負担額(円)	入学生数	受給人数	対象率	対象世帯
1981(昭56)	98,000円	25,000円	73,000円	4,803人	122人	2.5%	生活保護・市町村民税非課税
1986(昭61)	105,000円	28,000円	77,000円	5,669人	135人	2.4%	生活保護・市町村民税非課税
1996(平8)	132,667円	33,000円	99,667円	5,545人	120人	2.2%	生活保護・市町村民税非課税
1999(平11)	141,333円	35,000円	106,333円	5,100人	141人	2.8%	生活保護・市町村民税非課税
2009(平21)	144,000円	35,000円	109,000円	3,905人	252人	6.5%	生活保護・市町村民税非課税
2010(平22)	144,000円	35,000円	109,000円	4,024人	361人	9.0%	〃
2011(平23)	144,000円	36,000円	108,000円	4,146人	357人	8.6%	〃
2012(平24)	144,000円	36,000円	108,000円	4,189人	360人	8.6%	〃
2013(平25)	144,000円	36,000円	108,000円	4,309人	321人	7.4%	〃
2014(平26)	147,500円	36,500円	111,000円	4,260人	343人	8.1%	〃
2015(平27)	147,500円	48,700円	98,800円	4,272人	393人	10.9%	年収250万円未満
2016(平28)	147,500円	48,700円	98,800円	4,308人	442人	10.3%	〃
2017(平29)	148,750円	49,100円	99,650円	4,499人			〃
2018(平30)	148,750円	73,700円	75,050円				〃

\* 私学振興課資料により作成。

ヘ) その他国の学費軽減支援

経済状況および雇用情勢の急速な悪化にともない、とくに私立高校家庭で学費の長期滞納や経済的理由による中途退学者が多数出る恐れがあります。こうした状況を受け、国は各県の授業料軽減事業に対する支援をおこなってきています。

2014(平成26)年度から「奨学のための給付金」が実施されることになりました。これは、非課税世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するための制度です。

### ①授業料減免事業支援特別経費(文科省予算)

各県が実施する授業料軽減事業で、倒産・失業等によって家計が急変した家庭を対象にした軽減事業について、国は経費の2分の1を助成しています。

2009(平成21)年度までは、生活保護世帯への授業料軽減事業も対象になっていましたが、就学支援金の実施に伴い、2010(平成22)年度からは対象から除外されました。2017(平成29)年度は前年度より1億1,300万円減の1億6,300万円となりました。3割もの減額の理由について、文科省は「補助実態を踏まえた減額」と説明しています。2018(平成30)年度も9,400万円減の6,900万円となりました。

### ②奨学のための給付金(総務省予算)

総務省予算からの地方交付税措置として2014(平成26)年度より新規に55億円が予算化されました。「奨学のための給付金」は、非課税世帯(年収250万円未満世帯)の高校生を対象に授業料以外の教育費(修学旅行費・教科書費・教材費・学用品費・通学用品費等)の負担が軽減されます。2014(平成26)年度入学生から学年進行で実施されています。

2015(平成27)年度は、私立通信制高校に通う生活保護世帯でも給付金の対象になり、全日制および通信制に通う非課税世帯で助成額が増額されました。

2016(平成28)年度には、全日制課程に通学する高校生を持つ一部世帯(非課税世帯 第1子が高校生)で前年度より27,400円増の67,200円の助成額となりました。さらに2017(平成29)年度においても、同じ世帯(非課税で第1子が高校生)で助成額が16,800円増額され、84,000円となりました。

(表17) 私立高校生への世帯別奨学給付金支給額 (円)

世帯区分	2017(平29)年度	2018(平30)年度	増額幅
生活保護世帯(全日制)	52,600	52,600	変更なし
生活保護世帯(通信制)	52,600	52,600	変更なし
非課税世帯(第1子高校生 全日制)	84,000	89,000	+5,000
非課税世帯(第1子高校生 通信制)	38,100	38,100	変更なし
非課税世帯(第2子以降高校生 全日制)	138,000	138,000	変更なし
非課税世帯(第2子以降高校生 通信制)	38,100	38,100	変更なし

### ③地方交付税による授業料減免分の措置(総務省予算)

総務省予算からの地方交付税措置により、2010(平成22)年度から「授業料減免分」として予算化され、各県の学費軽減事業に活用できるものです。

2016(平成28)年度は前年度同額の130億円となり、私立高校生一人当たりの額も前年度同額の12,800円となりました。2017(平成29)年度は、予算額は未定ですが高校生一人当たりの助成額は、前年度と同額となっています。(表18)

(表18) 地方交付税による私立高校授業料軽減措置

年度	地方交付税(授業料軽減費分)	高校生一人当たり単価
2010(平成22)	50億円	5,000円
2011(平成23)	70億円	7,000円
2012(平成24)	90億円	9,100円
2013(平成25)	110億円	11,100円
2014(平成26)	130億円	12,800円
2015(平成27)	130億円	12,800円
2016(平成28)	130億円	12,800円
2017(平成29)	130億円	12,800円
2018(平成30)		12,800円

## (2) 経常的経費に対する助成(経常費助成)

### イ) 国からの経常費助成

戦後、私立学校は憲法および教育基本法によって公教育としての役割が明確にされ、公立学校とともに日本の公教育の担い手として位置づけられました。そして、1975(昭和50)年に私立学校振興助成法が制定され、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の適正化を図る」との目的のもとに、国の責任において私学助成が実施されるようになりました。

2007(平成19)年度には、国の財政改革によって歳出抑制制がはかれ、文科省の私学助成予算についても「2007年度から2011年度までの5年間、毎年1%ずつ削減」との削減方針が示されました。こうした中でも、私立高校以下の経常費助成は削減されることなく前年度同額を維持しました。

2010(平成22)年度に1,000億円を割りましたが、2011(平成23)年度は再び1,000億円を超える増額となりました。その後も1,000億円を超える額を維持しています。(表19)

2018(平成30)年度は、文科省予算が1,034億となり、総務省からの地方交付税措置億円と合わせると、となりました。前年度比でとなつていますが(表19)、私立高校生一人当たりの経常費助成単価で見ると文科省予算、総務省予算のどちらも増額され、2018(平成30)年度は4,091円増の331,806円となりました。(表20)

表19) 国の私立高校等経常費助成予算の推移 (億円)

年 度	文科省予算額(国庫補助)		総務省予算額(地方交付税)	
	予算額	対前年度増減	予算額	対前年度増減
2006(平18)	1,038.5	+5(+0.5%)	5,187	+37(+0.7%)
2007(平19)	1,038.5	±0	5,187	±0
2008(平20)	1,038.5	±0	5,215	+28(+0.5%)
2009(平21)	1,038.5	±0	5,321	+106(+2.0%)
2010(平22)	998.5	-40(-3.9%)	5,392	+71(+1.3%)
2011(平23)	1,002.3	+3.8(+0.4%)	5,433	+41(+0.8%)
2012(平24)	1,003.1	+0.8(+0.1%)	5,459	+26(+0.5%)
2013(平25)	1,022.1	+19(+1.9%)	5,504	+45(+0.8%)
2014(平26)	1,040.4	+18.3(+1.8%)	5,586	+82(+1.5%)
2015(平27)	1,020.5	-19.9(-1.9%)	5,517	-69(-1.2%)
2016(平28)	1,023.5	+3.0(+0.02%)	5,347	-170(-3.1%)
2017(平29)	1,022.0	-1.5(-0.1%)	5,261	-86(-1.6%)
2018(平30)	1,034.0	+12.0(+1.2%)		

※文科科学省発表資料より作成

表20) 私立高校生一人当たりの国の経常費助成額推移 (円)

年 度	文科省予算額 (国庫補助)		総務省予算額 (地方交付税)		高校生一人当たりの助成額 (文科省予算+総務省予算)	
	補助単価	対前年	補助単価	対前年	補助単価	対前年
2006(平18)	51,360	+891	240,100	+3,200	291,460	+4,091
2007(平19)	51,960	+600	241,600	+1,500	293,560	+2,100
2008(平20)	52,325	+365	242,800	+1,200	295,125	+1,565
2009(平21)	52,743	+41	248,200	+5,400	300,943	+5,818
2010(平22)	52,743	=0	253,400	+5,200	306,143	+5,200
2011(平23)	52,905	+162	255,900	+2,500	308,805	+2,662
2012(平24)	52,958	+53	257,300	+1,400	310,258	+1,453
2013(平25)	53,329	+371	259,900	+2,600	313,229	+2,971
2014(平26)	53,702	+373	263,300	+3,400	317,002	+3,773
2015(平27)	53,541	-161	266,700	+3,400	320,241	+3,239
2016(平28)	54,029	+488	269,900	+3,200	323,929	+3,688
2017(平29)	54,515	+486	273,200	+3,300	327,715	+3,786
2018(平30)	55,006	+491	276,800	+3,600	331,806	+4,091

※文科科学省発表資料より作成

## ロ) 県による経常費助成(国からの助成の上乗せ)

新潟県の私立高校に対する私学助成は、国の私学助成と相まって年々増額されてきました。1985(昭和60)年には、経常費2分の1助成の実現を求める条例制定の運動(条例制定直接請求署名)がおこなわれ、君知事(当時)は「経常費2分の1助成をめざす」と公約しました。この公約は9年後の1994(平成6)年になってようやく実現しました。

しかし、最近の傾向として退職者増と生徒減による専任教職員の採用手控えなどにより、経常費助成総額の減額が続いてきました。2013(平成25)年度よりようやく増額に転じ、2014(平成26)年度から2017(平成29)年度まで4年連続で1億円を超える増額となりました。(表21)

「経常費2分の1以内」という現行の経常費助成制度の枠の中で、2015(平成27)年度は補助率が46%に落ち込みました。2016(平成28)年度では補助率49%に回復しました。私立高校生一人当たりの助成額は、過去全国上位の水準でしたが、2012(平成24)年度に全国中位まで後退しました。2014(平成26)年度からの1億円を超える増額により、2017(平成29)年度には7位まで回復しました。2018(平成30)年度は総額で8,300万円の増額となりましたが、私立高校生一人当たりの助成額は減額となり、15位に後退しました。(表22)

学費と教育条件の公私格差は正をすすめていくためには、現在の經常費2分の1助成制度を抜本的に見直し、經常費助成の大幅な増額・拡充が求められます。

(表21) 県内私立高校(全日課程)への經常費助成総額と県上乗せ額の推移 (百万円)

年度	經常費助成総額		うち県の上乗せ額		助成率
	助成総額	対前年増減	助成額	対前年増減	
2006(平18)	4,285	-19(-0.4%)	607	-14(-2.3%)	49.9%
2007(平19)	4,183	-102(-2.4%)	514	-93(-15.3%)	49.4%
2008(平20)	4,147	-36(-0.9%)	534	+20(+3.9%)	48.6%
2009(平21)	4,097	-50(-1.2%)	537	+3(+0.6%)	50.0%
2010(平22)	3,973	-124(-3.0%)	455	-82(-15.3%)	49.1%
2011(平23)	3,897	-76(-1.9%)	303	-152(-33.4%)	49.7%
2012(平24)	3,851	-46(-1.2%)	202	-101(-33.3%)	46.7%
2013(平25)	3,936	+85(+2.2%)	177	-25(-12.4%)	47.5%
2014(平26)	4,104	+168(+4.3%)	239	+62(+33.3%)	47.7%
2015(平27)	4,251	+147(+3.6%)	234	-5(-2.1%)	46.0%
2016(平28)	4,385	+134(+3.2%)	306	+72(+30.8%)	49.0%
2017(平29)	4,502	+117(+2.7%)	326	+20(+6.5%)	
2018(平30)	4,585	+83(+1.8%)			

※県大学・私学振興課発表の資料により作成。2018年度は当初予算額。2018年度の県の上乗せ額は未発表。

(表22) 県内私立高校生一人当たりの助成額 (円)

年度	国からの助成額	県の上乗せ額	合計	全国順位
2006(平18)	291,460	45,749	337,209	6位
2007(平19)	293,560	42,983	336,543	8位
2008(平20)	295,125	37,475	332,600	11位
2009(平21)	300,943	39,417	340,360	5位
2010(平22)	306,143	38,291	344,434	5位
2011(平23)	308,805	32,017	340,822	8位
2012(平24)	310,258	16,940	327,198	24位
2013(平25)	313,229	14,032	327,261	24位
2014(平26)	317,002	13,869	330,871	23位
2015(平27)	320,939	19,066	340,005	19位
2016(平28)	324,627	26,391	351,018	11位
2017(平29)	327,715	30,483	358,198	7位
2018(平30)	331,806	23,101	354,907	15位

※県大学・私学振興課発表の資料により作成。全国順位は「私学の公費助成をすすめる会」調べ。

## ハ) 經常費助成制度の当面の改善要望

新潟県内公立高校(全日制)の經常費額(消費的支出)は、2016(平成28)年度決算で高校生一人当たり約101万円となっています。(県教育委員会発行の地方教育費調査より) この經常費は、国・県からの公費(国民の税金)でまかなわれています。

これに対し、県内私立高校生一人当たりの公費(經常費助成)は、同じ2016(平成28)年度と比較すると351,018円と、公立の約3分の1でしかありません。

私たちは、当面の要望として現在の「私立高校經常費の2分の1を助成する制度」から「公立高校經常費を助成額算定の基準に、その2分の1を助成する制度」への転換を県行政に求めています。

### ■「經常費2分の1助成」から「公立高校經常費2分の1助成」へ

公立高校(全日制)經常費(消費的支出)を助成額算定の基準とし、その2分の1を助成。

公立高校生(全日制)一人当たり經常費 1,037,620円…1/2×52万円

※公立高校生一人当たり經常費は、県教育委員会発行・地方教育費調査(平成28会計年度)による。

### 公立高校經常費の2分の1助成の場合の助成総額(試算)

私立高校生一人当たり52万円×12,782人(全日制生徒数)=66億4,664万円

#### 公立高校の消費的經常費

- ・人件費…給与・共済組合等負担金・恩給費・退職金・死傷手当等の經常費
- ・教育活動費…生徒に対する教授及びその補助のために要した經常費



- ・管理費…当該学校の管理運営に要した経費
- ・補助活動費…正規の学校教育の中に含まれないが、それと密接な関係を有している学校の事業に要した経費
- ・所定支払金…定期的に支払い義務の生ずる経費

### (3) 校舎の耐震化に対する助成

東日本大震災は、東北私学に甚大な被害をもたらしました。東北私学関係者らを中心に文科省への要請がおこなわれ、破壊された校舎の改築に対する助成措置などを求めました。

これに対し国は、補正予算による私学への支援策を打ち出しました。その内容は、国が工事費用の2分の1を助成するということで、阪神淡路大震災や中越大地震での支援策と同等にとどまり、十分な支援策とはなりませんでした。

新潟においては、私立学校校舎の耐震化に対する助成制度は、2010(平成22)年度に耐震診断費用に対する助成が新設され、その後2014(平成26)年度から施設整備費補助の対象に耐震補強工事が加わりましたが経費のわずか6分の1の補助しかありません。県内私立高校には1959年(昭和34年)～1966年(昭和41年)に建設された校舎を有する学校が数校あり、生徒・教職員の命を守る点からも校舎の耐震化は緊急の課題となっています。

## イ) 国の助成

### ①耐震改築事業

#### 事業内容

学校施設の耐震化等防災機能強化をさらに加速するため、耐震性能が著しく低い建物や技術的に補強工事を行うことが困難な建物に対する耐震改築(建て替え)事業。

▼助成率：3分の1以内      ▼助成対象期間：2018(平成30)年度事業までの2年間

## ロ) 県の助成

### ①私立高等学校施設整備費補助

私立高校の耐震補強工事の対象となった経費に補助。補助対象事業費1億5,000万円以下。

▼補助率：6分の1

### ②私立学校施設耐震診断調査費助成 2010(平成22)年度から実施

耐震診断調査に要する経費に助成(県3分の1助成、国3分の1助成)

## 6. 市町村の私学助成の状況

### (1) 学費に対する助成(学費助成)

県内には、6市1町で私立高校生に対する学費助成制度があります。制度は、県のように所得制限を設けているところ(表23)、所得基準を設けず私立高校生全員に支給しているところ(表24)の二種類に分かれます。

国や県の学費助成の適用を受けても、私立高校生保護者には依然として約17万円～46万円の学費負担が残ります。(3ページ・表4・5参照) 国・県の学費助成の適用がない年収91.0万円以上の世帯では、約57万円の負担が残ります。こうしたなかで、市町村の学費助成は、保護者の学費負担をさらに軽減するものとして、たいへんありがたいものです。

上越市では、2012年度予算で学費助成の拡充をおこない、生活保護や市民税非課税の最も厳しい世帯で学費(授業料+施設整備費等)無償が実現しました。また、入学金に対する助成、学校が独自に行う給付制奨学金の経費に対する助成も2014(平成26)年度予算で県内他市町村に先駆けて実施しました。2016(平成28)年度には、入学金助成の増額(18,000円⇒24,000円)がおこなわれました。2018(平成30)年度は、入学金助成の対象が市民税均等割のみ世帯にも広げられ、学費助成の市民税均等割のみ世帯の助成額が30,200円に引き上げられました。

また、上越市に隣接する妙高市では2016(平成28)年度より、先進的な上越市の制度に合わせて助成額と受給対象基準の引き上げがおこなわれ、入学金助成も新設されました。

さらに、糸魚川市では生活保護・市民税非課税世帯への助成額が、平成30年度の入学生より49,000円に引き上げられました。

しかし、県内30市町村がある中で学費助成制度があるのは7市町にとどまっています。県内私立高校生は粟島浦村を除く29市町村で在住しており(巻末資料 市町村別生徒在籍調査)、住んでいる市町村によって、学費助成が受けられたり受けられなかったりと、市町村間での格差が存在しています。すべての市町村に学費助成制度の実現が望まれます。また、制度のある市町村でもより実効あるものに、制度の拡充が求められます。

(表23) 所得制限のある学費軽減制度のある市町村 2018年度

自治体	助成額(年額)	軽減対象内容
新潟市	23,300円	市民税非課税世帯
加茂市	36,000円	生活保護世帯・市民税非課税世帯
	27,000円	市民税均等割のみ世帯
	18,000円	市民税所得割額89,000円未満世帯(年収約500万円未満)
長岡市	30,000円	生活保護世帯・市民税非課税世帯・市民税非課税世帯(地方税法第295条第1項)
	23,000円	市民税非課税世帯(地方税法第295条第3項)・市民税均等割のみ世帯
	17,000円	市民税所得割額51,900円未満世帯(年収約430万円未満世帯)
上越市	30,200円(上)	生活保護世帯・市民税非課税世帯 市民税均等割のみ世帯
	(注1)	市民税所得割額51,300円未満世帯(年収約430万円未満)
	(注2)	市民税所得割額89,000円未満世帯(年収約500万円未満)
	入学金助成 24,000円	生活保護世帯・市民税非課税世帯 市民税均等割のみ世帯
妙高市	30,700円	生活保護世帯・市民税非課税世帯
	(注1)	市民税所得割非課税世帯
	(注2)	市民税所得割額51,300円未満世帯(年収約430万円未満) 市民税所得割額89,000円未満世帯(年収約500万円未満)
	入学金助成 24,000円	生活保護世帯・市民税非課税世帯
糸魚川市	(注3)	生活保護世帯・市民税非課税世帯(市民税法295条第1項該当世帯)
	20,000円	市民税均等割のみ世帯・市民税非課税世帯(市民税法第295条第3項該当世帯)
	15,000円	市民税所得割額89,000円未満世帯(年収約500万円未満)

上越市・妙高市(注1)助成額は、施設設備費等の50%の額と27,000円のいずれか少ない額。

(注2)助成額は、施設設備費等の25%の額と13,500円のいずれか少ない額。

糸魚川市(注3)助成額は、平成30年度入学生より49,000円。在校生は25,000円。

(表24) 所得制限を設けず、すべての家庭を対象にする制度のある市町村 2018年度

自治体	助成額(年額)	軽減対象内容
田上町	12,000円	所得制限なし。私立高校生家庭のすべてに助成

## ■学園独自の奨学金制度に係る経費に対する助成

上越市は、市内にある私立高校(上越高校・関根学園高校)が独自に行っている奨学金制度(経済的に困難な世帯に年額36,000円を支給)に係る経費の2分の1を助成しています。2012年度から実施。

## (2) 経常的経費に対する助成(運営費補助)

私立高校の経常的経費に対する市町村からの助成は、30市町村中8市で実施されています。県内の私立高校(通信制高校含む)は、新発田市・新潟市・加茂市・長岡市・見附市・柏崎市・上越市の7市にありますが、見附市を除く6市で経常費助成が実施されています。(表25)

助成配分方法では、在籍生徒数に応じて配分しているところ(胎内市・新発田市・聖籠町・加茂市)、定額で配分しているところ(柏崎市)、定額配分と在籍生徒数配分とを併用しておこなっているところ(長岡市、上越市)、助成対象とする経費の項目を定めその経費支出状況に応じて配分をしているところ(新潟市)の4種類に分けられます。(表25)

国・県からの経常費助成に加え、市町村からの助成が行われれば、教育条件のいっそうの改善につながります。そうした点で、学級定員を引き下げた学校や専任教員を増員した学校など教育条件改善に努力している学校に助成金が多くいくような配分基準を設けるなどの制度改善が求められます。

(表25)

## 運営費に対する助成を実施している市町村

2018年度

自治体	助 成 内 容	対象校
胎内市	新発田市内私立高校に在籍する胎内市在住生徒数×10,000円	新発田市内1校
新発田市	新発田市内私立高校に在籍の市在住生徒数×10,000円	新発田市内1校
聖籠町	新発田市内私立高校に在籍する聖籠町在住生徒数×10,000円	新発田市内1校
新潟市	少人数教育への教員等人員費、教員研修経費、図書購入経費、地域連携事業経費、教育用の設備備品経費、生徒の学習活動経費(市長が認めるもの)を対象に予算内で配分。助成対象経費の2分の1以内。	新潟市内8校
加茂市	在籍生徒数×1,000円	加茂市内1校
長岡市	均等割:1,000名以上200万円 500名以上1,000名未満100万円 500名未満50万円 生徒数割:在籍生徒数(5/1現在)×7,000円	長岡市内3校 (通信制も対象)
柏崎市	1校に250万円	柏崎市内1校
上越市	1校につき500万円+生徒在籍数(上越市)×2,000円	上越市内2校

# 市町村別の在籍私立高校生数

郡	市町村	新発田中央	新潟明訓	北 越	新潟青陵	清心女子	敬和学園	新潟第一	東京学館	日本文理	加
市	新潟市	50	677	1,162	899		364	881	1,123	571	
	長岡市		34	14	3		8	18	9	18	
	上越市		4	14	2		4	4	5	17	
	三条市		17	13	15		18	39	28	20	
	柏崎市		2	4	1		4	2		11	
	新発田市	366	19	41	7		79	45	16	10	
	小千谷市			2	1				2	1	
	加茂市		6	15	3		3	3	14		
	十日町市						2		1	3	
	見附市		2	6	1		2	1	1	1	
	村上市	63	3	7	5		23	4	1	3	
	燕市		14	26	34		11	34	17	110	
	糸魚川市		1	2					3	3	
	妙高市		2	3					1	2	1
	五泉市		38	44	14		9	13	51	8	
	阿賀野市	52	11	37	8		32	6	38	7	
	胎内市	61	7	10	1		11	7	5	2	
	魚沼市			4	1		2		4	2	
	南魚沼市			1					1	3	
	佐渡市		6	6					1	4	7
北蒲	聖籠町	63	4	7	2		9	3	8	5	
西蒲	弥彦村		1	4	7		1	5		11	
南蒲	田上町		2	7	4		5	3	6	1	
東蒲	阿賀町		6	7	1		1	1	2	1	
三島	出雲崎町		2	1							
南魚	湯沢町										
中魚	津南町		1							1	
刈羽	刈羽村										
岩 船	関川村	10		1			3	1	1		
	粟島浦村										
	併設中学		299					213			
国外	国外						2				
県外	県外		9	29	1		81	2	5	50	
	生徒数合計	665	1,167	1,467	1,010		674	1,288	1,349	864	

2018年5月1日現在

明星	中越	帝京長岡	産大附属	上越	関根学園	開志国際	開志学園	創進	長岡英智	市町村別
163	12	17	1			35	281	1	1	6,238
16	751	522	48			8	18	21	106	1,594
3	10	7	54	482	449	8	5			1,068
140	76	22	3			7	13	19	25	455
3	18	30	224	7	2	3		2	44	357
7	3		3			24	6			626
	34	53	14			1	3	3	32	146
73	2	3	1				8	11	5	147
1	7	4	3	1	5	1			5	33
14	78	34	1				1	18	12	172
1	1					23	8		1	143
37	11	7	1			4	15	6	8	335
	4		5	22	19	3				62
	2		12	81	77	3	1			185
47		1				8	16			249
18	1	4				14	10			238
1	1					10	4			120
	21	52	5			1			10	102
1	15	29				3	1		28	82
		2	1			3				30
2	1					6	150			260
	2	1				1	4	1	1	39
32							2	6	1	69
2	1	1					3			26
	1	4	2						1	11
		1	2						1	4
	2		1							5
	4	1	19							24
										16
										512
		3	4			76			4	89
43	1	100	14	3	25	130	166		2	661
604	1,059	898	418	596	577	372	715	88	287	14,098